

長崎市住民投票条例

1 目的

市政に係る重要事項について、住民の意思を直接確認するための投票の制度を設けることにより、住民の市政への参画の機会の拡充を図り、もって住民自治の推進に資すること。

2 概要

- (1) 住民投票の対象事項・・・本市及び住民全体に重大な影響を与える市政に係る重要事項
(本市の権限に属さない事項等を除く)
- (2) 投票資格者・・・満18歳以上（特別永住者等の外国人を含む）
- (3) 必要署名数・・・投票資格者総数の6分の1以上
(約58,500人 令和3年6月1日現在)
- (4) 住民投票の形式・・・二者択一方式
- (5) 投票の方法・・・基本的に通常選挙と同様

3 施行期日

令和4年4月1日

長崎市あぐりの丘条例①

1 目的

子どもを中心として、若者及び高齢者を含む全ての世代に、豊かな自然及び多様な施設を活かした遊び、体験、交流等の場を提供することにより、子どもの健やかな成長を育むとともに、市民のレクリエーションに資するため、あぐりの丘を設置する。

2 概要

(1) 位置

長崎市牧野町、四杖町、相川町及び鳴見町（23.0ha）

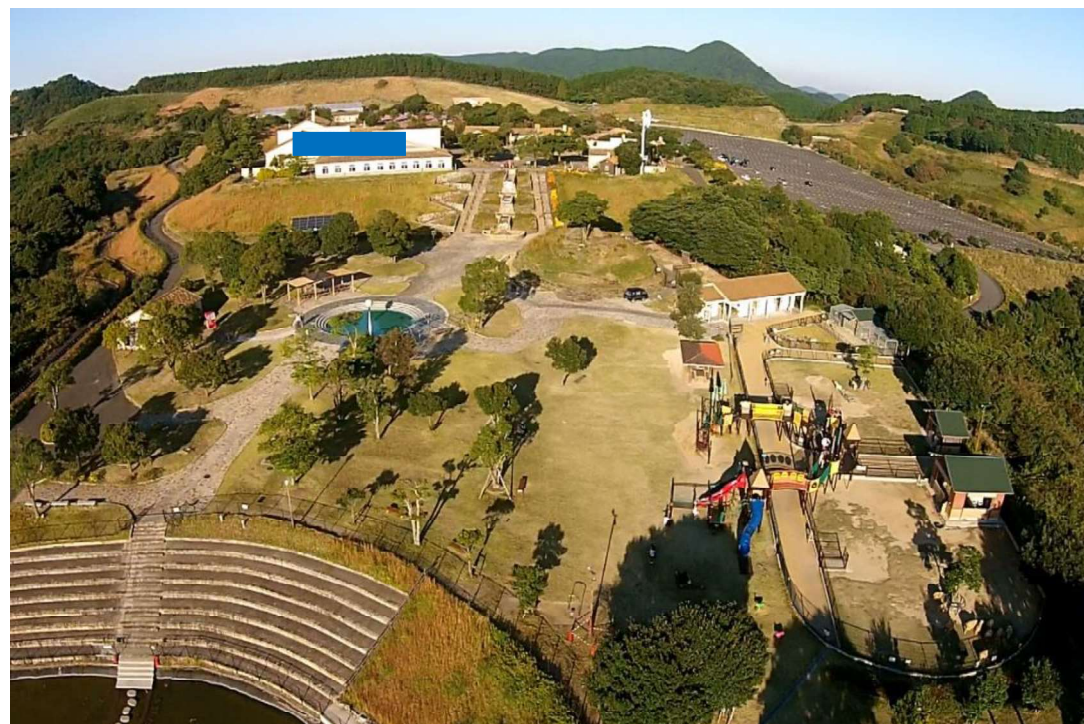
(2) 指定管理者制度（公募）

(3) 開園時間及び休園日（承認基準）

午前8時から午後6時までを基本として、1日10時間以上（年中無休）

(4) 入園料・駐車場使用料 無料

※(3)(4)は全天候型子ども遊戯施設を除く



3 施行期日

令和4年10月28日

※ 長崎市いこいの里条例は廃止する。

※現在、青色部分に、「全天候型子ども遊戯施設」を建設中

長崎市あぐりの丘条例②

全天候型子ども遊戯施設について

あぐりの丘に、子どもの好奇心、自主性、想像力等を育むため、天候に左右されずに子どもが安心して自由に遊び、交流等ができる施設として設置する。

1 開館時間及び休館日（承認基準）

(1) 開館時間

午前9時から午後5時までを基本として、1日8時間以上

(2) 休館日 毎週水曜日及び年末年始

2 入館者及び料金

入館者	料金
子ども（小学生まで 1歳未満無料） ※保護者等が同伴するもの	250円
保護者等※子どもを同伴するもの	100円
保護者等が同伴する満18歳未満のもの ※子どもを除く。	100円

※団体料金（15人以上）のほか、平日に保育所等が利用する場合に2割減免や、高齢者、障害者などにも減免制度あり

（参考）イメージパース



構造：鉄骨造平家建、延床面積：1753.67㎡

全天候型子ども遊戯施設内部のイメージパース

子どもの遊び場に
設置する遊具

大型ネット遊具

クライミングウォール

ボルダリングウォール

空気膜構造遊具

複合遊具×2

木のボールプール

ブランコ遊具

